

日進市地域建設業経営強化融資制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「請負者」という。）」の資金調達の円滑化を推進することを目的として、当該公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、日進市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、日進市（以下「発注者」という。）が発注する工事（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 低入札価格調査の対象となった工事
- (3) その他、債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由があると認められる工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡できる工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、当該工事請負契約の契約変更等により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合の工事請負代金債権の額は、変更後のものとする。

- 2 当該工事請負契約に変更が生じた場合、請負者は遅滞なく、変更後の工事請負契約書の写しをもって債権譲渡先に通知するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。

- 2 前項の承諾に係る出来高の確認は、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第2号）の内容をもって足りることとする。

(債権譲渡先)

第5条 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第6条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする請負者は、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)
- (2) 請負者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書(様式第2号)
- (4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書(発行日から3月以内のものに限る。)
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

(債権譲渡の承諾又は不承諾の手続)

第7条 発注者は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、原則として、受領した日から起算して7日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合はその翌日)以内に債権譲渡を承諾するか否かを請負者及び債権譲渡先に通知するものとする。

- 2 発注者は、債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式第3号)2通を請負者に交付するものとする。
- 3 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は前条に規定する申請書類の確認により承諾することが不相当であると認められる場合には、債権譲渡不承諾通知書(様式第4号)によりその旨及びその理由を請負者に通知するものとする。
- 4 発注者は、債権譲渡整理簿(様式第5号)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第8条 本制度の利用に係る債権譲渡は、請負者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、前条第2項に規定する承諾を得ることにより第三者に対抗できるものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第9条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金又は部分払金及び債権譲渡先から請負者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資時の出来高確認)

第10条 本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

(融資実行の報告)

第11条 請負者及び債権譲渡先は、第7条第2項の規定による承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資を実行したときは、速やかに発注者に融資実行報告書(様式第6号)を提出するものとする。

2 請負者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けたときは、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 発注者は、融資実行報告書を受領したときは、当該工事請負代金の支払先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

(債権譲渡後の中間前払金等の取扱い)

第12条 請負者及び債権譲渡先は、第7条第2項に規定する承諾を受けた後は、当該承諾に係る工事について工事約款に規定する中間前払金及び部分払の請求をすることができないものとする。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第13条 債権譲渡先は、請負者が工事約款第33条第2項に規定する検査に合格し、工事目的物の引渡しを行った後、債権金額を請求することができる。

2 債権譲渡先は、前項の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書(様式第7号)

(2) 債権譲渡承諾書の写し

(その他)

第14条 発注者は、債権譲渡を申請したことをもって、請負者の経営状態が不安定なものであるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、工事約款に定められた請負者の責任は一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。